

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(5)	(4)	(4)	(5)	(5)	(3)	(5)	(1)	(4)	(3)

1 憲法 31 条

正解 (5)

- (1) 正しい。法定手続の保障はその前提となる実体要件が法律で定められて初めて権利・自由の保護の役割を果たすことができるから、憲法 31 条は罪刑法定主義をも定めたものであると解される。
- (2) 正しい。枝文のとおり。例えば、訴訟手続について最高裁判所規則で定めることができ（憲法 77 条 1 項）、罰則も法律の委任があれば政令で定めることができる（憲法 73 条 6 号）。
- (3) 正しい。最大判昭 37・5・30。
- (4) 正しい。最大判昭 50・9・10。
- (5) 誤り。本条は、本来刑事手続に関するものであるが、判例は、行政手続への準用の余地を認めている（最大判平 4・7・1）。

2 地方自治

正解 (4)

- (1) 誤り。前半は枝文のとおり。後半は団体自治の説明である。なお、住民自治とは、地方の政治・行政は、その地方の住民の意思に基づいて行うことをいう。
- (2) 誤り。憲法が各地方公共団体に条例制定権（憲法 94 条）を認める以上、地域によって差別が生じることは憲法自ら容認するところであるから、枝文のような取扱いの差異は憲法 14 条 1 項には反しない（最大判昭 33・10・15）。
- (3) 誤り。普通地方公共団体の長の解職請求は、原則として、選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 以上の連署をもって行う（自治法 81 条 1 項）。投票により過半数の同意があれば、長は失職する（自治法 83 条）。
- (4) 正しい。憲法 93 条にいう「議会」とは、団体意思の決定を行うための合議制機関をいい、「選挙権を有する者の総会」（自治法 94 条）もこれに当たるから、議会の代わりに総会を設置することは許される。
- (5) 誤り。共同体意識、沿革及び行政上の実態を基準に、特別区は憲法上の地方公共団体に当たらないとされる（最大判昭 38・3・27）。

3 情報公開法

正解 (4)

- (1) 正しい。情報公開法 1 条。

- (2) 正しい。 情報公開法 3 条は、「何人も」開示を請求することができるとする。
- (3) 正しい。 情報公開法 2 条 2 項。
- (4) 誤り。 公共の安全等に関する情報は不開示情報に当たる（情報公開法 5 条 4 号）。この場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、行政機関の長は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる（情報公開法 7 条）。
- (5) 正しい。 情報公開法 8 条。

#### 4 都道府県警察相互の関係等

正解 (5)

- (1) 正しい。 警察法 59 条。具体的には、警察執務資料の交換、人員の派遣、犯罪の捜査に関する連絡共助等が行われている。
- (2) 正しい。 警察法 60 条 1 項。
- (3) 正しい。 警察法 60 条の 2。なお、境界からの距離は原則として境界から 15 キロメートルとされている（警察法施行令 7 条の 2）。
- (4) 正しい。 警察法 61 条。
- (5) 誤り。 全国の広域な区域に及ぶおそれのある犯罪（広域組織犯罪等）については、それが組織を背景とするものであるかどうか明らかでない場合でも、必要な限度において他の都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる。

#### 5 共同正犯

正解 (5)

- (1) 正しい。 判例は、黙示の意思連絡を認めている（最判昭 23・11・30、最決平 15・5・1）。
- (2) 正しい。 判例は共謀共同正犯を肯定している（大判昭 11・5・28）。その成立要件である共謀は、枝文のように順次成立したものでもよい。
- (3) 正しい。 最決平 21・6・30。
- (4) 正しい。 最判昭 23・5・8。
- (5) 誤り。 暴行・傷害を共謀した共犯者のうちの 1 人が殺人罪を犯した場合、殺意のなかった他の共犯者については、傷害致死罪の共同正犯が成立する（最決昭 54・4・13）。

#### 6 生命・身体に対する罪

正解 (3)

- (1) 正しい。 刑法 208 条にいう「暴行」とは、人の身体に対する不法な一切の攻撃方法をいい、物理力が人の身体に接触する必要はない（最決昭 39・1・28）。
- (2) 正しい。 刑法 204 条にいう「傷害」とは、人の生理的機能を障害することをいうから、枝文の場合は、傷害罪が成立する。
- (3) 誤り。 傷害罪は故意犯であるから、無形的な方法による傷害の場合は、傷害の故意が必要である。

- (4) 正しい。殺人罪は不作為によっても成立する場合がある(最決平17・7・4)。枝文のように殺意がある場合は、保護責任者遺棄致死罪ではなく殺人罪が成立する。
- (5) 正しい。空気の量が致死量以下であっても、事情によっては死の結果発生の危険が絶対にはないとはいえないから、殺人未遂罪が成立する(最判昭37・3・23)。

7 犯人蔵匿・隠避罪 正解(5)

- (1) 正しい。前半は枝文のとおり(刑法103条)。単に不起訴処分又は起訴猶予処分になった者は、訴追・処罰の可能性が残されているから、本罪の客体に当たる。
- (2) 正しい。枝文のとおり。「罪を犯した者」は真犯人に限らない。
- (3) 正しい。「隠避」とは、蔵匿以外の方法により、官憲の発見・逮捕を免れさせる一切の行為をいい、枝文の場合はこれに当たる(大判大4・8・24)。
- (4) 正しい。最決昭29・9・30。
- (5) 誤り。犯人が他人に自己を隠避するよう唆した場合は、防御権の濫用に当たるから、犯人隠避罪の教唆犯が成立する(最決昭35・7・18)。

8 捜査の端緒 正解(1)

- (1) 正しい。刑訴法235条1項1号。
- (2) 誤り。告訴及び告訴の取消は代理人によって行うことができる(刑訴法240条)。
- (3) 誤り。告発は代理人によって行うことができない。
- (4) 誤り。自首を受理する権限は、司法警察員には与えられているが、司法巡査には与えられていない(刑訴法245条・241条1項)。
- (5) 誤り。死体の解剖を行うには鑑定処分許可状(刑訴法225条・168条1項)が必要である。

9 取調べ 正解(4)

- (1) 正しい。最決昭59・2・29。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。争いはあるが、捜査実務は枝文のように解している。
- (4) 誤り。被告人は当事者であるから取調べはなるべく避けなければならないが、刑訴法197条は任意捜査について何ら制限していないから、刑訴法198条の「被疑者」という文字にかかわらず、起訴後も被告人を取り調べられる(最決昭36・11・21)。
- (5) 正しい。参考人取調べについて、被疑者取調べに関する規定を準用する刑訴法223条2項は、黙秘権の告知を要求する刑訴法198条2項を除外しているから、参

考人取調べに際して黙秘権の告知は要求されない。後半は枝文のとおり(刑訴法 223 条 2 項・198 条 1 項ただし書)。

10 略式手続

正解 (3)

- (1) 正しい。 刑訴法 461 条。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない(刑訴法 461 条の 2 第 2 項)。
- (4) 正しい。 刑訴法 462 条 1 項。
- (5) 正しい。 刑訴法 465 条。